

## IV 外部人材（介護の専門家）の試行導入に関する検証のまとめ

※ 表記に当たっては、アンケート調査の記述を引用した場合には「介護士」と表記し、それ以外は「介護の専門家」と表記している。

### 1 試行導入の成果

#### (1) 児童・生徒の教育条件の改善

##### ア 児童・生徒の健康・安全の確保

- ・ 例えば、都立永福学園では、これまでの基準に基づいて教員配置を行った場合、教員一人当たりの児童・生徒数は1.56名であるが、介護の専門家の導入により、教員と介護の専門家を合わせた一人当たりの児童・生徒数は1.19名となった。
- ・ これにより、移動、排せつ、食事等の日常生活場面をはじめ、学校生活全般において児童・生徒の健康・安全の確保体制を強化することができた。
- ・ 都立永福学園及び都立青峰学園両校では、試行導入を実施した2年間の重大事故報告件数が0件であるなど、教員と介護の専門家の協働によって児童・生徒の安全の確保が図られつつあることは、介護の専門家導入の成果の一つと言える。
- ・ 保護者からは「常時、人手が多いのは安心感が多い」、「多くの人の目で子供を見てもらえる。教員とは違った専門性を生かしたサポートに期待する」等と評価があった。
- ・ こうしたことから、都立肢体不自由特別支援学校における介護の専門家の導入は、児童・生徒の健康・安全の確保をはじめとする教育条件の改善に、一定程度の効果を上げているものと考えられる。

##### イ 教員が授業に専念できる体制の整備

- ・ これまでの指導体制では、例えば、授業中の排せつ介護や給食の準備等の際には、教員が授業を抜けて対応しなければならない状況もあり、その際、教育課程の円滑な進行のために、場合によってはやむを得ず授業を中断したり、終了時刻を若干早めざるを得ないこともあった。
- ・ 今回の試行においては、授業中や授業間の児童・生徒の排せつや移動の介護等を介護の専門家に依頼することで、教員からは「授業準備に専念できるようになった」といった報告もある。
- ・ こうしたことから、都立肢体不自由特別支援学校における介護の専門家の導入は、教員が授業に専念できる体制を整える上で効果があるものと考えられる。

##### ウ 授業中における個別の対応の充実

- ・ 今回の試行においては、介護の専門家の業務内容の一つとして、「児童・生徒の授業中等指導における介護及び支援」が挙げられ、具体的には「授業中及び自立活動の時間中等において、児童・生徒の負担にならないような待機姿勢を保持するための介護及び教員が児童・生徒の指導を円滑に実施するために必要な支援を実施すること」と示されている。
- ・ 介護の専門家に期待される支援の内容としては、姿勢保持等の身体的援助、リーダーへの注意喚起、リーダーへの合図、言葉かけ等による学習意欲の喚起、教員の指示に基づく学習支援、必要に応じた行動の訂正・修正、安全の確保・管理などがある。
- ・ 「人手が増えて子供が一人で放っておかれることがなくなった」という保護者の評価もあるように、介護の専門家の導入によって各授業場面においてサポート役を担う

人員を強化することができ、そのことが授業中における個別の対応の充実につながったものとする。

- ・ また、介護の専門家の導入は、「児童・生徒が教員以外の人と接することでコミュニケーション能力の向上が期待できる」といった学校からの報告もあり、都立肢体不自由特別支援学校における介護の専門家の導入は、様々な教育効果が期待できるものとする。

## エ 校外学習、宿泊行事等の引率体制の確保

- ・ 「介護士が校外学習や宿泊行事に参加できるようになって良かったと思う」という設問には、87%の保護者が「そう思う」、「まあそう思う」と回答している。
- ・ 学校にとっても、これまでは学生ボランティア等の確保にかかる負担が解消され、日常的に児童・生徒をよく知る人材による引率体制を整えられることは、行事の実施に当たっての安心感が大きいと思われる。
- ・ こうしたことから、都立肢体不自由特別支援学校における介護の専門家の導入は、校外学習や宿泊行事等における児童・生徒の健康・安全の確保、引率者の確保に伴う教員の負担軽減等の点において、一定程度の効果を上げ得るものとする。

## (2) 教員と介護の専門家の協働体制の構築

### ア 高い意識に基づく協働体制の構築

- ・ 「介護士は生徒の障害特性に応じた適切な介護を研究していると思う。今、生徒にとって何が一番必要なのかを一緒に考えていくことは有意義と感じている。授業のリーダーシップを教員がとる中で、とても頼れる存在である」といった教員の記述や、「トイレ等の日常生活動作も教育の一環と考えられる。生徒と日々、そういう場面では同じように接する介護士が与える影響は大きいと感じている。介護士は介護の専門家として接しているが、教育という面でも生徒に影響を与えているという事を、教員とともによく考察していく必要がある」といった介護士の記述にあるように、協働体制の構築に向けた積極的な意見を述べている教員や介護の専門家もいる。
- ・ また、アンケート調査の結果から、学級担任が介護の専門家との積極的な協働を図り、経験豊富で専門性も高い介護の専門家が配置されている学年や学級の場合、保護者の評価も比較的高い傾向にあることが明らかになった。
- ・ こうしたことから、今回の試行においては、教員及び介護の専門家双方の協働意識が高い場合には、円滑かつ積極的な指導體制を構築できるであろうという手応えを得ることができた。

### イ 協働体制のための教員の創意工夫

- ・ 民間の協力を得て介護の専門家の導入を図る今回の試みは、都立特別支援学校においては前例のない取組であり、参考となるマニュアル等も存在しないことから、永福学園及び青峰学園の教員にかかる負担は大きいものがあつたと推測される。
- ・ しかし、介護の専門家との十分な打合せ時間の確保が難しい中であっても、多くの教員は、学期当初や学期末のケース会議の実施、日々の打合せ時間の捻出などに努力を重ねていることは高く評価できる。
- ・ 70%程度の教員が「介護士への積極的な働きかけを行っている」と回答していることや、75%程度の教員が「児童・生徒の情報の共有に努めている」と回答していることは、教員の多くができる限りの努力を払いながら、介護の専門家との協働に努めていることの現れと考える。

- ・中でも、介護の専門家との意思疎通を図るために、「記録ノート」の交換や学習指導案に「気付いたこと」のメモ欄を設けるなどの工夫を行っていることなどが報告されたことは、今後、他の都立肢体不自由特別支援学校への導入を進めていく上で、大いに参考となる取組と言える。

### (3) 介護の専門家の専門性の活用

- ・ 今回の試行において配置された介護の専門家については、その所有資格や経験年数等の点において個人差が大きいこともあり、様々な課題が指摘されている。
- ・ しかしながら、介護福祉士の資格を有し、豊富な経験と高い専門性を有する人材であれば、教員との協働による円滑な指導体制を構築できる可能性は高い。
- ・ 専門性の高い介護の専門家であれば、的確なアセスメント（評価）に基づく介護のマニュアルや手順書等の作成も可能であり、教員からも「介護士が作成する資料をもっと有効に活用できたらと思う」といった期待もある。
- ・ また、専門性の高い介護の専門家の場合、介護に関する理論や技術、社会福祉制度に関する知識、利用者に対する接遇マナー、リスクマネジメント（危機管理）等についても一定程度の知識と技能を有していることが期待される。
- ・ 「放課後活動や将来に向けて介護関係者とのつながりを保っておくことは有効」といった指摘や、「教員とは違った専門性を生かしたサポートに期待する」といった指摘にもあるように、介護の専門家が有する専門性は、例えば個別の教育支援計画の作成と活用や、事故を未然に防ぐための日常的な安全点検の実施、教員の健康管理や接遇マナーの向上など、幅広く学校経営に役立てることができると考える。

## 2 今後の課題と対応

### (1) 介護の専門家の立場の明確化と名称の見直し

- ・ その人ができないことを助けることだけが介護ではない。介護において大切なことは、「自分でできるように援助する」ことであり、生活自立に向けて「できること」を増やしていくことである。
- ・ また、学校においては、日常生活の指導を中心に、将来の自立と社会参加に向けた基本的な生活習慣の確立（生活自立）に向けた指導が行われている。
- ・ 「自分のことは自分でする（したい）」という思いは、障害の有無に関わらず、自立と自己実現に向けて尊重されるべきである。
- ・ したがって、個々人の保有する能力を活用（引き出し）しながら、自立した生活を営むことができるように支援するという点において、教育（教員）と福祉（介護の専門家）は方向性を一つにして協働できる可能性を十分に有している。
- ・ 介護の専門家は教員の指示・連絡に基づいて業務を遂行する立場にあるが、それは職種の上下関係を示すものではなく、児童・生徒の自立と社会参加に向けて、それぞれが専門性を発揮しながら「協働する関係」であることを十分に認識する必要がある。
- ・ その点において教員は、介護（介護の専門家）に対する適切な認識に基づき、教育内容・方法の充実に向けて積極的な協働関係の構築を図るとともに、介護の専門家、看護師、外部専門家（OT、PT等）が働きやすい職場環境の醸成に努める必要がある。
- ・ そのためにも、「介護の専門家」という名称（呼称）については、その立場と役割に即したものに改める必要がある。具体的には、学校介護職員、学校介護士（員）、学校生活支援員、教育活動支援員などの名称が考えられる。

## (2) 専門性の高い介護の専門家の育成と確保

### ア 専門性の高い人材の確保

- ・ 教員と介護の専門家が円滑な協働関係を構築するためには、専門性の高い介護の専門家を確保することは極めて重要である。
- ・ 今後、他の都立肢体不自由特別支援学校への導入を進めるに当たっては、より専門性の高い人材を確保するために、新たな人材確保システムの導入も含めて十分な検討を行い、安心と信頼に基づく協働関係を構築できる人材の確保に努める必要がある。
- ・ しかし、配置された学校・学級における業務経験の積み重ねや人間関係の深まりなどが円滑な協働体制の構築につながることに留意し、単に資格や経験のみを優先することがないよう十分に配慮する必要がある。

### イ 事前研修の充実等

- ・ 一般に、介護の現場においては、老人介護に従事している者が多く、障害児の介護に従事した経験のある者は少ない実態がある。そのため、配置に当たっては、都教育委員会の責任において人材の育成に努める必要がある。
- ・ 具体的には、配置を予定する学校において少なくとも2週間程度の事前研修期間を確保し、肢体不自由児の病理や障害理解に関すること、都立肢体不自由特別支援学校の教育内容・方法に関すること、個別のケースに関することなどについて実地に研修を行うことができる体制を整備することが望ましい。
- ・ その際、都教育委員会は研修の実施に当たり、必要に応じて民間の協力を得るなどして、研修体系の整備や内容・方法の充実に努める必要がある。
- ・ また、介護の専門家が配置された各学校においても、肢体不自由児の介護や教育に関する必要な研修の実施・充実に努めるとともに、介護士の専門性を活用した教員向けの研修を行うなどして、円滑な協働関係と専門性の向上を図ることが大切である。

## (3) 教員と介護の専門家の役割分担の明確化

### ア 授業場面における教員と介護の専門家の協働の基本的考え方

- ・ 身の自立に関する指導（着替え、排せつ、食事、移動等）をはじめ、学校生活における児童・生徒の諸活動の全ては教育活動であり、児童・生徒にとってはその一つ一つが大切な学習活動（学習機会）である。
- ・ しかし、教育活動は教員だけで行うものではない。教員が中心となり、必要に応じて学生や一般ボランティア、市民講師等の協力を得ながら、児童・生徒の学習活動の充実に努めている自治体や学校も多い。
- ・ こうしたことから、都立肢体不自由特別支援学校においても、介護の専門家が教員のサポート役として授業に参加し、教員の指示の下で、個々の児童・生徒に対する学習支援を行うことは妥当なことであると考えられる。
- ・ 介護の専門家の協力を得て教育活動の充実に努めることは、「介護士に任せる」ことではない。日常生活の指導に関する内容をはじめとして、各教科等の授業場面における介護の専門家による学習支援は、その全てが、教員が作成する個別指導計画や学習指導案等に基づく指示・連絡によって遂行されるものである。
- ・ 各学校では、校長のリーダーシップの下、教員と介護の専門家の協働による授業づくりに関する実践研究を実施するなどして、教育内容・方法の充実に向けた取組を積極的に進めていく必要がある。

#### イ 児童・生徒の健康・安全の確保に向けて

- ・ 児童・生徒の健康・安全の確保は、介護の専門家導入の重要な目的の一つである。
- ・ 教員及び介護の専門家双方には、円滑な協働体制を構築することによって学校事故を未然に防止する責務がある。
- ・ 都立肢体不自由特別学校には、障害が重い児童・生徒や医療的ケアを必要とする児童・生徒が多く在籍していることから、学校事故の発生防止等に関する危機管理体制の整備には、これまでも特に重点を置いてきた経緯がある。
- ・ 今回の試行の結果からは、介護の専門家の専門性と安全管理意識の間には相関関係があると推測されることや、介護の専門家が絡むインシデント等に関する報告体制や、事故発生時の責任の所在等が十分には明確になっていないことなどが指摘されている。
- ・ こうしたことから、これまで整備してきた各都立肢体不自由特別支援学校の危機管理の体制が、介護の専門家の導入によって混乱することのないよう、都教育委員会は「学校向けマニュアル」の作成等を通じて、健康・安全の確保に向けた体制整備の在り方や責任の所在等を明確にしていく必要がある。

#### ウ 学校向けマニュアルの作成

- ・ 今回、永福学園及び青峰学園においては、学校や教員向けのマニュアルは作成せずに試行を行ってきた。
- ・ その結果、今回実施したアンケート調査では、教員の50%程度が「介護士との役割分担が明確になっていない」と回答しており、このことが「教員によって役割分担の認識の違いが大きい」、「教員から指示があるが、やって良いかどうか迷うことがある」、「どう指示して良いか理解できていない。教員もわからないと言っている」といった介護の専門家の指摘につながっていると推測される。
- ・ 今後、他の都立肢体不自由特別支援学校への導入に当たっては、永福学園及び青峰学園における試行の結果に基づき、「学校向けマニュアル」の作成や説明会の実施等を通じて、円滑な協働に向けた具体的な役割分担（業務分担）を提示していく必要がある。
- ・ また、必要に応じてマニュアルの見直しを行い、都立肢体不自由特別支援学校における新たな指導體制の構築が円滑に行われるように配慮する必要がある。

#### (4) 教員と介護の専門家の円滑な協働のための情報共有の在り方

##### ア 協働関係の構築に向けた情報共有方針の明確化

- ・ 児童・生徒の健康・安全の確保や教育内容・方法の充実に向けては、教員と介護の専門家が情報を共有することによって意思疎通を図ることが極めて重要である。
- ・ 児童・生徒に関する情報としては、個別指導計画や個別の教育支援計画等があるが、これらは保護者の了解を得た上で、介護の専門家のみならず、看護師や外部専門家（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）とも共有する必要がある。また、介護の専門家が、教員のサポート役として授業に参加し、児童・生徒への学習支援を行うためには、授業に関する情報を事前に伝えておくことが重要である。
- ・ 情報の共有に当たっては、学習指導案等の様式や記述内容・方法等を工夫するなどして、介護の専門家一人一人に学習支援の内容・方法をわかりやすく伝える必要がある。
- ・ そのためには、各学校において、教員と介護の専門家の協働による授業づくりに関する実践研究を実施するなどして、学習指導案等の様式や記述内容・方法等に関する

研究を積極的に進めていくことが望まれる。

- ・ 今後は、都教育委員会として、児童・生徒に関する情報や授業に関する情報の共有方針を明確にし、教員個々の考えや認識によって対応に違いが生じることがないように教員への周知徹底を図る必要がある。

#### イ 打ち合わせ時間の確保と方法の工夫

- ・ 「協働ができていると思う。ただ、お互いのミーティングの時間が全くとれない状況なので、朝や下校後の5～10分で、日々細やかに連絡をとり合っている」という記述に代表されるように、多くの教員が打合せ時間の確保に苦労している実態がある。
- ・ 現在、永福学園及び青峰学園においては、記録ノートの交換や指導案の様式の工夫など、教員の様々なアイデアによって打合せ時間の不足を補っている。しかし、こうした工夫は教員一人一人の意欲や姿勢によるところが大きく、学校全体への波及が難しい場合もある。
- ・ 今後、他の都立肢体不自由特別支援学校への導入に向けては、教育課程編成の工夫を行うなどして打合せ時間を確保するなど、都教育委員会として対応の方針を明確にしていく必要がある。

#### (5) 円滑かつ効果的な学校経営への支援

- ・ 都立肢体不自由特別支援学校では、児童・生徒の障害の程度等に応じて3つの教育課程（「準ずる教育課程」、「知的代替の教育課程」及び「自立活動を主とする教育課程」）を編成・実施し、グループ指導を主とした教育活動を展開している。
- ・ 一般的に、障害が重い児童・生徒が所属する課程・グループほど多くの教員を必要とする傾向があるため、介護の専門家の導入に伴って教員数を減じたことによる影響は、教科指導を行う「準ずる教育課程」に及ぶことが想定される。
- ・ このような場合、介護の専門家の導入が教育内容の質的な低下を招くことがないように、都教育委員会として必要な措置を講ずる必要がある。
- ・ また、教員数を減じたことにより、校務分掌の組織や編成、行事を実施する際の教員の役割分担等に影響があることも指摘されている。介護の専門家の導入が、円滑な学校経営に支障を来すことがないように、都教育委員会として適宜・適切な学校経営支援を行っていく必要がある。

#### (6) 保護者への理解啓発の充実

- ・ 介護の専門家の導入は、保護者の十分な理解と協力なくして推進できるのではない。
- ・ 各都立肢体不自由特別支援学校においては、校長のリーダーシップの下、保護者会や学校公開、学校だよりや学年・学級だよりなど、あらゆる機会や方法を通じて、介護の専門家導入の目的や教育的な効果、教員と介護の専門家の協働の様子等について周知と説明を行い、保護者の理解と協力を得ることに努める必要がある。

### 3 検証のまとめ

#### (1) 「専門家（支援者）が増える」という考え方

- ・ これまでは、教員という単一の専門家のみで児童・生徒の指導を行ってきた。
- ・ 就学前の療育機関や医療機関においては、様々な専門家によるチーム・アプローチが一般的であるのに対し、学校現場は長い間、教員のみによる指導体制を維持してきた。
- ・ こうした中、保護者からは、「学校においても多様な専門家を導入して欲しい」という要望が従来から寄せられていた。

- ・ こうした要望に対し、都教育委員会は、東京都特別支援教育推進計画において、非常勤看護師の配置や外部専門家の導入（理学療法士、作業療法士、作業療法士等）を進めてきた。
- ・ こうした多様な専門家の導入により、これまでは授業も介護も医療的ケアも、その全てを教員が行っていた現状が少しずつ改善され、児童・生徒の教育内容・方法の充実と教員の役割の明確化が図られるようになってきた。
- ・ 今回、都立永福学園と都立青峰学園において試行導入を行った介護の専門家も、児童・生徒の充実した学校生活を支える多様な専門家の一翼を担うものである。
- ・ 今後、他の都立肢体不自由特別支援学校において介護の専門家の導入を進めるに当たっては、「教員が削減される」という消極的な捉え方ではなく、児童・生徒の豊かで充実した学校生活を支える「専門家（支援者）が増える」という積極的な考え方にに基づき、協働体制の構築に努めることが重要である。

## (2) 児童・生徒の学校生活の充実に向けて

- ・ 介護の専門家の導入は、都立肢体不自由特別支援学校における教育内容・方法の充実と児童・生徒の健康・安全の確保を目的とするものである。
- ・ 教員を中心とした多様な専門家によるチームアプローチの充実のためには、教員、外部専門家（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）、非常勤看護師、外部人材（介護の専門家）による円滑な協働体制の構築に努めることが重要である。
- ・ そのためには、児童・生徒一人一人の教育内容・方法の充実に向けて「チーム全員」が意思統一を図り、指導内容・方法やそれぞれの役割分担、具体的な連携の方策等について共通理解できるよう、児童・生徒に関する情報や授業に関する情報を共有することが不可欠である。
- ・ 今後、他の都立肢体不自由特別支援学校において介護の専門家の導入を進めるに当たっては、教員個々の考え方の違いによって情報共有の在り方等に違いが生じることがないように、「学校向けマニュアル」の作成等を通じて、都教育委員会として情報共有の方針を明確にしていく必要がある。
- ・ また、各学校においては、校長のリーダーシップの下、「チーム」の打合せ時間の確保や方法の工夫等を積極的に行うことにより、教員を中心とした多様な専門家によるチームアプローチ体制の構築に努める必要がある。

## (3) これからの都立肢体不自由特別支援学校の教員に期待される役割

- ・ 教員という単一の職種のみで構成された従来型の学校では、児童・生徒の障害の重度・重複化に適切に対応した教育環境を整備することは難しい時代を迎えていることを十分に認識する必要がある。
- ・ 「開かれた学校」が標榜されて久しい。「学校を開く」ということは、「教育内容・方法を開く」ということでもある。教育内容・方法を外部に向かって開き、児童・生徒一人一人にとって質の高い教育環境を整備するためには、多様な専門家（支援者）の高い知識と技能を結集させる必要がある。
- ・ 今回のアンケート調査では、「教員との役割分担が明確にされておらず、統率力のある（教員がいる）学級と、そうでない学級で連携や円滑な授業進行に開きがある」といった保護者の指摘があった。
- ・ こうしたことから、これからの都立肢体不自由特別支援学校の教員に期待される役割は、介護の専門家、看護師、外部専門家（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）の

多様な専門家（支援者）がそれぞれの専門性を存分に発揮できるよう、「教員が統率力を発揮しながら、チームをコーディネートする」ことである。

そして、その中で教員は、チームの一員として自身の専門領域である「授業の充実」に全力を傾けることである。



# 資 料

- 1 アンケート用紙
- 2 アンケートの集計結果
- 3 都立肢体不自由特別支援学校における新たな指導体制検証委員会設置要綱
- 4 都立肢体不自由特別支援学校における新たな指導体制検証委員会委員名簿